

ネットワーク道路の整備に関する実施協定書

箕面市（以下「甲」という。）と川西市（以下「乙」という。）は、令和6年4月22日付けで締結した「ネットワーク道路の整備に関する基本協定書」第5条に基づき、両市を結ぶネットワーク道路（以下「当該道路」という。）の整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業を円滑に実施するために具体的事項を定めることを目的とする。

（道路の規格及び整備区間）

第2条 当該道路の規格は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3条第2項第4号による幅員10m、片側歩道の第4種第2級（道路の種類は「市町村道」）とし、整備区間は川西市東畦野字長尾1番301から箕面市森町西4丁目1番1迄とする。

（完成目標）

第3条 本事業の完成は、令和10年度を目標とし、甲及び乙は相互に協力し、可能な限り早期に当該道路を供用することを目指すものとする。

（整備手法）

第4条 甲及び乙は、当該道路の整備着手前に、第2条に規定する事項に従い、各市域において道路法（昭和27年法律第180号）第8条による路線の認定を行うものとする。

2 乙は、民間活力を最大限に活かした手法により本事業を実施することを検討し、甲及び乙は、本事業に要する費用負担が生じないことを前提とする。

3 甲及び乙は、第1項の路線認定後に、当該道路に係る設計協議、交通安全等に係る公安委員会協議、本事業に関連する各種法令等に係る関係者協議及びそれらの施工協議を実施するものとする。

なお、既設道路接続部付近の交通安全対策についても、本事業に付随するものとして別途協議を実施し、必要な措置を決定した上で、前項の規定と同様に民間活力を活かした手法により実施するものとする。

（用地の確保）

第5条 甲及び乙の各市域の当該道路用地は、甲乙それぞれで確保し、甲乙の間で情報共有を図りながら進めるものとする。

（道路の管理）

第6条 甲及び乙は、第4条第1項に規定する各市域の認定道路をそれぞれが管理するものとする。ただし、甲乙にまたがるトンネル部分については、別途管理協定を締結するものとする。

とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定める事項に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項に関しては、甲乙協議のうえ、適切に処理するものとする。

この協定締結の証として、本協定2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月25日

(甲) 箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市長 原 田 亮



(乙) 川西市中央町12番1号

川西市長 越田 謙治郎

